

【有償配布やWeb(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第1回期日(20211223)提出の書面です。

令和3年(ネ)第194号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

## 証拠説明書(甲A号証)

—控訴理由書に対応する証拠について—

2021年(令和3年)5月20日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 加藤 丈晴

同 弁護士 綱森 史泰

同 弁護士 須田 布美子

同 弁護士 皆川 洋美

同 弁護士 上田 文雄

同 弁護士 林 拓哉

同 弁護士 高橋 友佑

同 弁護士 本橋 優子

【有償配布やWeb(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第1回期日(20211223)提出の書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 403	札幌地裁判決を踏まえた意見書	原本	2021年 4月19 日	木村草太	<p>第1審で意見書(甲A296)を提出した木村草太東京都立大学教授の第1審判決を踏まえた意見。</p> <p>第1審判決は、憲法14条1項の趣旨を十分に踏まえたものと評価でき、控訴審でも維持されるべきであること(2頁)。</p> <p>第1審判決は、憲法14条1項の解釈適用に際して24条を間接適用したものと解されるが、迂遠な間接適用よりも24条の適用ないし類推適用が理論的に素直であること(4頁)。</p> <p>同性婚に対する否定的な意見や価値観を持つ国民が少なからずいることを立法府が斟酌し得ると判示した第1審判決の真意は、立法府が同性婚に対する差別意識に迎合することは許されないが、そのような意識の存在を考慮して同性婚を社会的差別から守るための特別の制度を構築することの必要性と可能性を示すことにあったと解するのが相当であること(6~8頁)。</p> <p>同性婚(あるいは同性間の登録パートナーシップ制度)を敢えて異性婚と別の法制度として設けることは、アメリカでも否定された「分離すれど平等」として当然に否定されるべきこと(6頁)。</p>
甲A 404	時事ドットコムウェブサイトに「同性婚制度化への橋頭堡になるか 違憲判決の行方」と題するページを印刷した文書(抜粋)	写し	2021年 3月25 日(掲 載日)	谷口洋幸	<p>第1審で意見書(甲A310)を提出した谷口洋幸青山学院大学教授(記事掲載当時は金沢大学准教授)の第1審判決についての見解。</p> <p>第1審判決は、本件規定を違憲とする画期的なものであるが、極めて論理的で順当なものであり、時宜にかなった手堅いものであると評価できることなど。</p>

【有償配布やWeb(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第1回期日(20211223)提出の書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 405	論文「結婚から生じる法的効果の享受＝同性婚? (結婚の自由をすべての人に北海道訴訟事件第一審判決)」新・判例解説Watch民法(家族法)No.118	写し	2021年 4月2日	渡邊泰彦	渡邊泰彦京都産業大学教授による第1審判決の評釈。 第1審判決は、同性愛者のおかれた状況にも眼差しを向け、大きな一歩を踏み出したものであると評されていること。 世界的に同性婚が広がる現在、我が国において、同性婚を認めないというメッセージを有する過渡的な制度である登録パートナーシップ制度を敢えて導入する理由は乏しいと解されること。
甲A 406	論文「同性間に婚姻を認めない民法及び戸籍法の諸規定の合憲性」新・判例解説Watch憲法No.187	写し	2021年 5月14日	中岡淳	中岡淳京都大学特定助教による第1審判決の評釈。 第1審判決は、本件規定を初めて違憲と判断したのものとして画期的であり、「性的指向」という区別事由を憲法14条1項後段列举事由と同類のものとして位置付けた点が特筆されると評されていること。 ドイツ連邦憲法裁判所の判例では、「性的指向」に基づく区別取扱いに対する厳格な平等審査により異性間の婚姻と同性パートナーシップの法律関係の間の実質的差異が失われた経過があり、日本の司法がドイツと同じ轍を踏まないためには、「婚姻の自由」に同性婚を含めない解釈の適否を論ずる必要があるとされていること。
甲A 407	「札幌地裁同性婚違憲判決を受け民法等の速やかな法改正を求める会長声明」	写し	2021年 3月23日	宮崎県弁護士会会長 成見暁子	各種専門職団体が第1審判決の違憲判断を支持し、同性婚を実現するための速やかな法改正を求める旨の意見を表明していること。
甲A 408	「同性婚を認めていない民法及び戸籍法を違憲と判断した札幌地裁判決を受けての会長談話」	写し	2021年 3月30日	沖縄弁護士会会長 村上尚子	同上

【有償配布やWeb(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第1回期日(20211223)提出の書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 409	「『結婚の自由をすべての人に』北海道訴訟第一審違憲判決を受けて国会に早期の立法を求める会長声明」	写し	2021年 4月1日	札幌弁護士 会会長 坂口唯彦	同上
甲A 410	「札幌地裁判決を受けて、改めてすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」	写し	2021年 4月28 日	福岡県弁護 士会会長 伊藤巧示	同上
甲A 411	「民法等の関連法令を改正して同性婚を認める立法を求める会長声明」	写し	2021年 4月30 日	茨城県弁護 士会会長 木名瀬修一	同上
甲A 412	「【会長声明】同性婚訴訟札幌地裁判決をうけて」	写し	2021年 3月17 日	東京青年司 法書士協議 会会長 中村貴寿	同上
甲A 413	「『結婚の自由をすべての人に』の札幌地裁判決への見解」	写し	2021年 3月25 日	公益社団法人日本社会福祉士会会長 西島善久, 公益社団法人日本精神保健福祉士協会会長 田村綾子	同上
甲A 414	朝日新聞デジタルウェブサイト「同性婚, 法律で『認めるべき』65% 朝日新聞世論調査」と題するページを印刷した文書	写し	2021年 3月22 日(掲 載日)	朝日新聞社	第1審判決後に実施された世論調査において, 同性間の婚姻を法律で認めるべきとする意見が認めるべきではないとする意見を大きく上回る結果となっていること。
甲A 415	北海道新聞どうしん電子版ウェブサイト「同性婚容認70% 夫婦別姓は賛成68% 全道世論調査世代間で認識に差」と題するページを印刷した文書	写し	2021年 5月1日 (掲載 日)	北海道新聞社	同上

【有償配布やWeb(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第1回期日(20211223)提出の書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 416	朝日新聞デジタルウェブサイト「同性婚求め緊急集会 最多の与野党39人, 自民も」と題するページを印刷した文書	写し	2021年 3月26 日(掲 載日)	朝日新聞社	第1審判決を受けて, 令和3年3月25日, 同性婚を実現するための法整備を求める院内集会「第3回緊急マリフォー国会」が国会内で開催され, 過去最多となる与野党の国会議員39名が集会に参加し, 74通の国会議員からのメッセージが寄せられたこと。
甲A 417	ハフポスト「家族のあり方は国が決めるものじゃない。同性婚裁判の院内集会で, 原告と国会議員が語ったこと」と題するページを印刷した文書	写し	2021年 3月26 日(掲 載日)	ハフポスト (ザ・ハフ イントン・ ポスト・ジ ャパン株式 会社)	同上
甲A 418	朝日新聞デジタルウェブサイト「同性婚WT, 公明が初の会合」と題するページを印刷した文書	写し	2021年 3月25 日(掲 載日)	朝日新聞社	第1審判決後, 公明党が「同性婚検討ワーキングチーム」を設置して同性婚についての検討を開始したこと。
甲A 419	論文「同性婚導入の可能性と必然性」立命館法学393・394号	写し	2020年	二宮周平	二宮周平立命館大学教授が第1審で意見書(甲A308)を再構成した論文の内容。 婚姻の立法目的と現行婚姻を原則に基づき検討すると, 異性間に婚姻を限定する正当な理由は存在せず, むしろ婚姻の自由・平等の観点からは同性婚の導入が可能であり, それが当事者の人格的結合関係を安定させるとともに性のあり方の多様性に関する偏見・差別を取り除く上でも重要な意義を有することからすれば, 同性婚の導入が必然的に導かれると解されること。
甲A 420	書籍『基本に学ぶ憲法』(抜粋)	写し	2019年 4月25 日	植野妙美子	憲法24条は13条及び14条1項の家族生活への投影であると把握されるものであり, 13条及び14条1項の趣旨は24条においても活かされるべきものと解されること。 憲法24条1項の「両性」を男性と女性ではなく単に「二つの性」と解すれば, 異性婚のみならず同性婚も含まれるとの解釈が可能であること。

【有償配布やWeb(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第1回期日(20211223)提出の書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 421	書籍『憲法〔第3版〕』 (抜粋)	写し	2007年 4月15 日	樋口陽一	憲法24条の規定について、「『両性』の本質的平等と比べているかぎりでは、同性の結合による『家族』を憲法上想定するほどには徹底していない」としていた憲法の概説書のかつての記述は、現在では改められていること。
甲A 422	書籍『憲法 第4版』 (抜粋)	写し	2021年 3月10 日	樋口陽一	同上
甲A 423	日本経済新聞ウェブサイト「私の考える憲法 有識者に聞く」と題するページを印刷した文書(抜粋)	写し	2021年 5月3日 (掲載日)	日本経済新聞社	辻村みよ子教授が、憲法24条の規定について、「憲法制定時に同性婚が念頭になかったのは事実だとしても、規定は『合意のみに基づく』という点に主眼がある。婚姻は当人の合意があればよく、親などの承諾はいらないという意味だ。『両性』は男女の夫妻に限らないというのが今では多数説となっている」との見解を表明していること。
甲A 424	J-CAST BOOK ウォッチウェブサイト「なぜ日本は後れているのかー権利・自由の保護(第19回)」と題するページを印刷した文書	写し	2019年 3月20 日(掲載日)	戸松秀典	憲法24条の規定が置かれた趣旨からすれば、同条に婚姻の自由が保障されているが同性婚は含まれていないという説明は、同性婚排除の内心の意図を正当化しているものにすぎず、適切な解釈であるとはいえないこと。
甲A 425	論文「婚姻法グループの改正提案ー婚姻の成立ー」家族<社会と法>33号	写し	2017年 10月16 日	南方暁	日本家族(社会と法)学会婚姻法グループによる改正提案の内容等。 かつては婚姻は男女の関係と解されたが、現代では、親密な関係に基づき共同生活に入る当事者の性的指向をかけがえのない個人の人権にかかわるものとして尊重し、性別にとらわれることなく平等な法的保護が提供されるべき時代が到来しているとして、上記グループにより、同性婚が認めるべきであるとする改正提案がなされたことなど。

【有償配布やWeb(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第1回期日(20211223)提出の書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 426	論文「台湾大法官积字第748号解釈に関する解説」北大法学論集71巻6号	写し	2021年 3月31 日	湯徳宗	台湾の大法官解釈(甲A101)に関与した元司法院大法官湯徳宗による同解釈の説明。 同解釈が、「結婚自由権」に反するか否かと「平等権」に反するか否かについて異なる結論が導き出されるリスクを考慮して、「婚姻の自由に対する平等な保護」という表現で両者の統一を図ったものであること(321~322頁)。 同解釈が、関係機関に2年以内の法改正を命ずるとともに、期限を過ぎても法改正がなされなかった場合には同性の両名が民法の婚姻の規定に従った結婚登録をなし得るものと判示する「二重保険」の枠組みを採用したものであり、このような司法判断も立法権に対する侵害を構成するものではないと解されていること。
甲A 427	国立国会図書館ウェブサイト「『レファレンス』」と題するページを印刷した文書(抜粋)	写し	2021年 5月11 日(閲 覧・印 刷日)	国立国会 図書館	国立国会図書館調査及び立法考査局が、各分野の国政課題の分析、内外の制度の紹介、国政課題の歴史的考察等、国政の中長期的課題に関する本格的な論説を掲載した月刊の調査論文集として「レファレンス」誌を刊行していること。
甲A 428	国立国会図書館ウェブサイト「『外国の立法』」と題するページを印刷した文書(抜粋)	写し	2021年 5月11 日(閲 覧・印 刷日)	国立国会 図書館	国立国会図書館調査及び立法考査局が、法案の立案や審議に際し、主要国の立法例を参照したいとの要望に応じて、「外国の法令の翻訳紹介、制定経緯の解説、外国の立法情報を収録した「外国の立法」誌を刊行していること。
甲A 429	記事「【アメリカ】カリフォルニア州最高裁同性婚容認」外国の立法2008年7月号	写し	2008年 7月	井樋三枝子	国立国会図書館調査及び立法考査局が刊行する「外国の立法」誌において、同性婚に関する諸外国の動向が適時に紹介されていたこと。
甲A 430	記事「【スウェーデン】同性婚及び挙式に関する改正法」外国の立法2009年5月号	写し	2009年 5月	井樋三枝子	同上

【有償配布やWeb(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第1回期日(20211223)提出の書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 431	記事「【アメリカ】カリフォルニア州最高裁の同性婚非合法化判決」外国の立法2009年7月号	写し	2009年 7月	井樋三枝子	同上
甲A 432	第147回国会参議院法務委員会会議録第17号(抜粋)	写し	2000年 5月25日	参議院	平成12年(2000年)から平成22年(2010年)まで間、同性愛を精神疾患とする知見の変化や諸外国における同性婚を導入する立法等の動向を踏まえ、また、性的マイノリティに属する国民からの声にも応えて、同性婚を含む性的指向に基づく差別の解消が、法律問題あるいは憲法問題として、国会において絶えず議論の対象とされてきたこと。
甲A 433	第150回国会参議院共生社会に関する調査会会議録第2号(抜粋)	写し	2000年 11月8日	参議院	同上
甲A 434	第150回国会法務委員会会議録第9号(抜粋)	写し	2000年 11月15日	衆議院	同上
甲A 435	第155回国会参議院憲法調査会会議録第5号(抜粋)	写し	2002年 12月4日	参議院	同上
甲A 436	第156回国会参議院憲法調査会会議録第5号(抜粋)	写し	2003年 4月16日	参議院	同上
甲A 437	第162回国会参議院少子高齢社会に関する調査会会議録第2号(抜粋)	写し	2005年 2月16日	参議院	同上
甲A 438	第162回国会衆議院国土交通委員会会議録第13号(抜粋)	写し	2005年 4月22日	衆議院	同上
甲A 439	第166回国会参議院厚生労働委員会会議録第1号(抜粋)	写し	2007年 2月15日	参議院	同上
甲A 440	第169回国会参議院法務委員会会議録第9号(抜粋)	写し	2008年 5月8日	参議院	同上



【有償配布やWeb(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟(札幌高裁)第1回期日(20211223)提出の書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 441	第171回国会衆議 院法務委員会議録第 4号(抜粋)	写し	2009年 4月3日	衆議院	同上
甲A 442	第174回国会衆議 院青少年問題に関す る特別委員会議録第 5号(抜粋)	写し	2010年 5月20 日	衆議院	同上
甲A 443	書籍『国会学入門 第 2版』(抜粋)	写し	2003年 3月15 日	大山礼子	国会に設置されている立法 補佐機関の種類及び役割等。 国会議員が、本件規定の合 理性等についての調査・検討 に関し、立法補佐機関に助力 を求めることも可能であった こと。
甲A 444	第202回国会参議 院予算委員会第15 回会議録情報(抜 粋)	写し	2021年 3月24 日	参議院	政府が、本件規定を違憲と 判断した第1審判決後も「婚 姻に関する民法の規定が憲法 に反しないものとの考えは堅 持しているところでごしま す」との立場を表明している こと。
甲A 445	書籍『最高裁判所判例 解説民事篇平成20 年度』(抜粋)	写し	2011年 12月14 日	森英明	国籍法違憲判決において、 不合理な差別的取扱いを受け ている者の救済を図り、違憲 の状態を是正する必要がある との見地から、違憲立法審査 権の行使により授権的、権利 創設的規定の適用範囲を拡大 させて権利利益の救済を図る という解釈手法が用いられて いること。
甲A 446	書籍『日本国憲法論 [第2版]』(抜粋)	写し	2020年 9月20 日	佐藤幸治	司法権の役割として、法律 関係又は権利義務の存否の確 定作用を前提とした上で、更 に、事件・争訟を、的確な救済 方法を伴わせることによって 適正に解決するという「救済 法」的発想に立つことが不可 避であること。
甲A 447	裁判所ウェブサイト 「大谷最高裁判所長 官による憲法記念日 記者会見の概要(令和 3年5月掲載)」と題 するページを印刷し た文書	写し	2021年 5月11 日(閲 覧・印 刷日)	最高裁判所	本件のように、国民の価値 観・家族観等の多様化に伴っ て主題化されることとなっ た、家族をめぐる複雑困難な 事件において、裁判所には、広 い視野をもって対立する主張 に耳を傾け、適切な判断及び 理由を示すことが求められる ものであること。